

独立行政法人水資源機構において、談合等に係る違約金条項について、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された事業者に対しても違約金を請求することができるよう改善させたものについての報告書(要旨)

平成20年7月

会計検査院

## 事態の概要

独立行政法人水資源機構（平成15年9月30日以前は水資源開発公団。以下「機構」という。）では、談合等があった場合に、これにより生じた損害の回復を容易にするなどのため、平成15年7月に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に基づく課徴金の納付命令又は刑法（明治40年法律第45号）若しくは独占禁止法に規定する刑が確定した受注者に対し、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として支払わせる違約金条項を制定している。

その後、独占禁止法の改正により課徴金減免制度が導入され、課徴金を納付すべき事業者が、違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行ったなどの要件に該当する場合には、公正取引委員会は、課徴金の納付を命じないものとするとしている。

機構は、独占禁止法の改正を受けて、公正取引委員会が課徴金の納付を免除した事業者（以下「免除事業者」という。）との契約についても違約金を請求できるよう検討してきたものの、違約金条項の見直しには至っておらず、損害賠償を請求する方針としていた。

しかし、免除事業者は、違反行為の実行としての事業活動を行ったことにより課徴金を納付すべき事業者とされた者が課徴金の納付を免除されたもので、個別の契約について受注調整を行っているものがあるから、当該契約について、違約金条項に基づき違約金を請求することができるようにする必要がある。

## 検査の結果

機構発注の水門設備工事の談合事件（以下「水門談合事件」という。）について、公正取引委員会の排除措置命令書において、違反行為があったとされる期間に入札が行われていて、かつ、違反行為の対象となっていたとされている契約の種類及び入札方法に該当する契約（以下「違反行為対象契約」という。）であって違約金条項が付されている6件の契約（契約金額計55億9013万余円。表1（4ページ）参照。）を検査の対象とした。

そして、これらについて、違約金の請求状況等のほか、水門談合事件後の違約金条項の見直し状況について、会計実地検査を実施したところ、次のような事態が見受けられ

た。

検査の対象とした6件の契約のうち、課徴金納付命令の対象となった契約5件について、機構では、19年7月に、違約金条項に基づき計4億4347万余円の違約金の請求を行い、いずれも請求後一月以内に全額納入されていたが、免除事業者との契約1件（契約金額11億5535万余円。表2（4ページ）参照。）については、独占禁止法の改正により課徴金減免制度が導入される前に締結されたものであり、課徴金の納付が免除された場合には、受注者に対し違約金を請求する場合の条件（以下「請求条件」という。）には該当しないとして、違約金の請求は行っておらず、別途、損害賠償を請求することを検討中であるとしている。

上記について、談合により生じた損害の回復という点からみると、違約金条項は、これを契約書に付することにより、談合等が発覚した場合に、損害の発生及び損害額の証明を要することなく、あらかじめ約定した一定の額の違約金の請求を行い、収納することを可能とするものである。一方、違約金条項を契約書に付していない場合、損害を回復するためには損害賠償等を請求することとなるが、損害額の算定が困難であったり、提訴した場合に裁判が長期化したりなどして、早期かつ確実に損害を回復できないおそれがある。

このように、違約金条項は談合等により被った損害の早期回復に資するものであるが、機構は、独占禁止法の改正を受けて、免除事業者との契約についても違約金を請求できるよう検討してきたものの、排除措置命令書の違反行為対象契約の中には受注調整が行われていない契約が含まれている可能性があるとして、水門談合事件後も工事の契約を多数締結しているにもかかわらず、違約金条項の見直しには至っておらず、損害賠償を請求する方針としていた。

しかし、受注調整が行われていない契約が含まれている可能性があることにより受注者が違約金の請求に応じないおそれがあるにしても、免除事業者は、違反行為の実行としての事業活動を行ったことにより課徴金を納付すべき事業者とされた者が課徴金の納付を免除されたもので、個別の契約について受注調整を行っているものがあるから、当該契約について、違約金条項に基づく速やかな損害の回復ができない状況となっている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

このような事態が生じていたのは、機構において、前記のような事情はあったものの、損害の速やかな回復に資するための違約金条項の見直しがより重要であることについて

の認識が十分でなかったことなどによると認められた。

#### 当局が講じた改善の処置

会計検査院の指摘に基づき、機構は、違約金条項の見直しを行い、20年8月1日以降に入札手続を開始する工事の契約から、違約金条項の請求条件に違反行為対象契約に係る事項を追加するなどして、免除事業者に対しても違約金を請求することができるよう処置を講じた。

<参考図表>

表1 検査対象契約の状況

(単位：件、千円)

区分	検査対象契約			うち違約金を請求しているもの			うち違約金が納入されているもの	
	契約年月	件数	契約金額	件数	契約金額	違約金請求額	件数	収納金額
課徴金算定対象契約	15年12月 ～ 17年 2月	5	4,434,780	5	4,434,780	443,478	5	443,478
うち減額事業者2社注(1)との契約	16年 3月 ・ 16年10月	2	923,349	2	923,349	92,334	2	92,334
免除事業者1社注(2)との契約	16年10月	1	1,155,357	0	-	-	0	-
計		6	5,590,137	5	4,434,780	443,478	5	443,478

注(1) 減額事業者2社 J F Eエンジニアリング株式会社及び日立造船株式会社

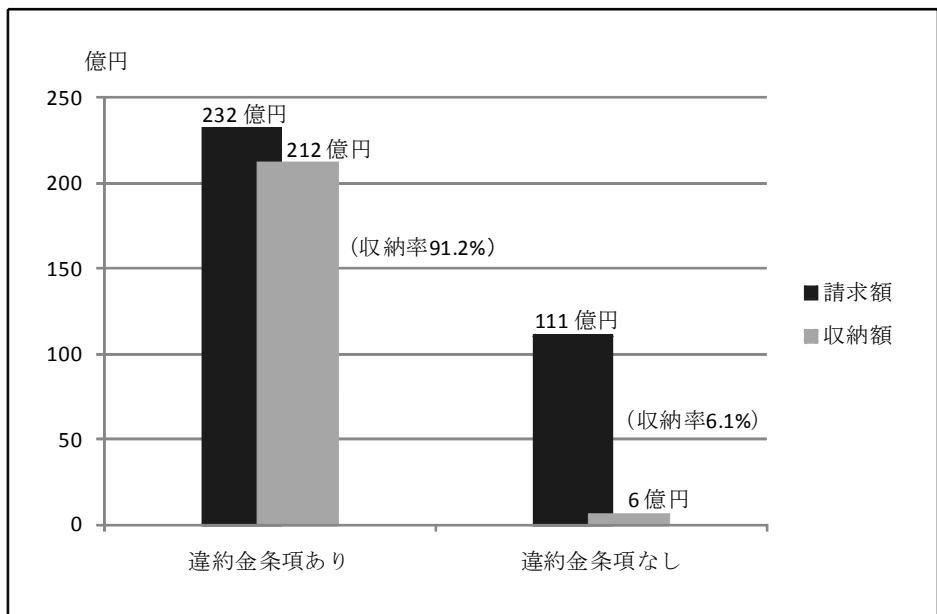
注(2) 免除事業者1社 三菱重工業株式会社

表2 免除事業者との契約の概要

(単位：千円)

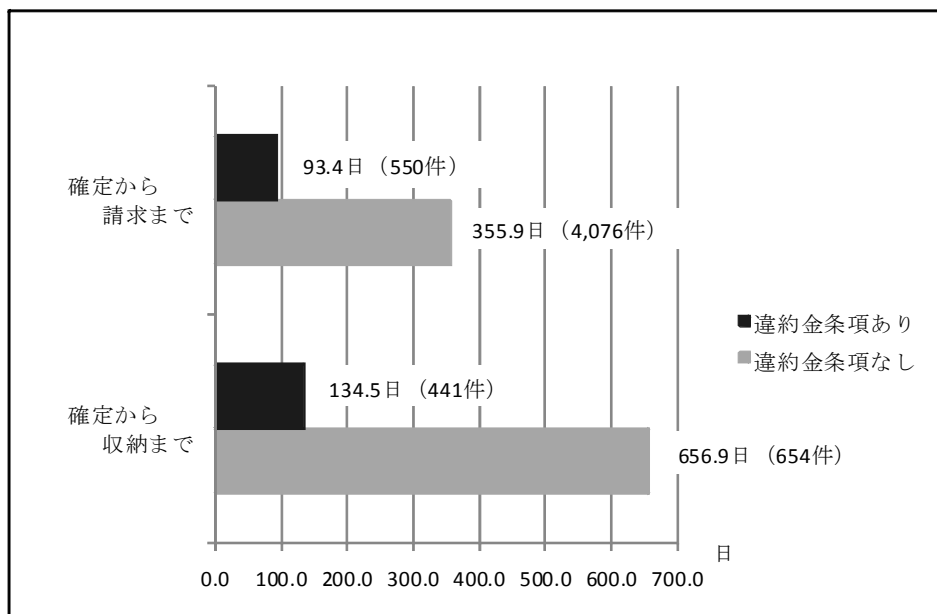
契約件名	契約方式	契約年月日	契約金額
徳山ダム利水・水位低下用放流ゲート設備工事	指名競争契約	16年10月18日	1,155,357

図1 談合等により生じた損害の回復状況



(注) 会計検査院法第30条の2の規定に基づき、別途、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告している「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」参照。

図2 違約金等の請求及び収納に要した平均期間の状況



(注) 会計検査院法第30条の2の規定に基づき、別途、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告している「国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」参照。